

## 相続のお手続について

### (1) 遺産分割協議書なしの場合

注意事項	必要書類	発行場所
J A 所定の「相続手続依頼書」については、法定相続人の方全員が自筆にて署名・捺印が必要です。	① J A 所定の「相続手続依頼書」	J A 窓口
	② 印鑑証明書 (法定相続人全員分が必要です。 発行後、6か月以内のもの)	各1通 現住所の 市区町村役場
	③ 被相続人(亡くなった人)の除籍謄本・改製原謄本 (死亡した人の出生から死亡までの連続したもの) 「認定文付き法定相続情報一覧図の写し」を提出いただくことも可能です。	各1通 本籍地の 市区町村役場
	④ 法定相続人全員の戸籍謄本 「認定文付き法定相続情報一覧図の写し」を提出いただくことも可能です。	各1通 市区町村役場
	⑤ 被相続人の戸籍から除籍した時の姓と現在の姓が異なる場合(結婚による場合を除く)その相続人の戸籍謄本 (最新のもの)	各1通 市区町村役場
	⑥ 被相続人財産(貯金等)を受継ぐ方の身分証明書	

### (2) 遺産分割協議書ありの場合

注意事項	必要書類	発行場所
J A 所定の「相続手続依頼書」については、貯金等を相続される方が自筆にて署名・捺印が必要です。	① J A 所定の「相続手続依頼書」	J A 窓口
	② 遺産分割協議書	1通 相続人で作成
	③ 印鑑証明書 (法定相続人全員分が必要です。 発行後、6か月以内のもの)	各1通 現住所の 市区町村役場
	④ 被相続人(亡くなった人)の除籍謄本・改製原謄本 (死亡した人の出生から死亡までの連続したもの) 「認定文付き法定相続情報一覧図の写し」を提出いただくことも可能です。	各1通 本籍地の 市区町村役場
	⑤ 法定相続人全員の戸籍謄本 「認定文付き法定相続情報一覧図の写し」を提出いただくことも可能です。	各1通 市区町村役場
	⑥ 被相続人の戸籍から除籍した時の姓と現在の姓が異なる場合(結婚による場合を除く)その相続人の戸籍謄本 (最新のもの)	各1通 市区町村役場
	⑦ 被相続人財産(貯金等)を受継ぐ方の身分証明書	

### (3) 遺言書に基づき請求される場合

注意事項	必要書類	発行場所	
<p>ＪＡ所定の「相続手続依頼書」について</p> <p>①「相続させる」旨の記載があり、貯金等を相続する相続人が特定されている場合。遺言書により相続貯金等を相続させると指定されている相続人が自筆にて署名・捺印が必要です。</p> <p>②「相続させる」旨の記載があるが、貯金等を相続する相続人が特定されていない場合。遺言書に記載された相続人全員が自筆にて署名・捺印が必要です。</p> <p>なお、遺言執行者が選任されている場合には、原則、遺言執行者も署名・捺印が必要です。 (遺言書の種類や内容により異なる場合があります。)</p> <p>また、遺贈の場合は、ＪＡ窓口までご相談ください。</p>	①遺言執行者が指定されている場合		
	①ＪＡ所定の「相続手続依頼書」		ＪＡ窓口
	②遺言書	1通	被相続人が作成
	③遺言書検認済調書謄本（公正証書遺言以外の場合） （「検認済証明書」及び「検認済通知書」を含みます） （※1）	1通	家庭裁判所
	④遺言執行者を選任する書面（遺言書内で遺言執行者が指定されている場合を除く）	1通	家庭裁判所
	⑤遺言執行者の印鑑証明（発行後6か月以内のもの） （※2）	1通	現住所の 市区町村役場
	⑥被相続人（亡くなった人）の除籍謄本 「認定文付き法定相続情報一覧図の写し」を提出していただく事も可能です。	1通	市区町村役場
	⑦戸籍謄本 当組合でお預かりしている資産を相続される方 「認定文付き法定相続情報一覧図の写し」を提出していただく事も可能です。	各1通	市区町村役場
	⑧被相続人財産（貯金等）を受継ぐ方の身分証明書		
	②遺言執行者が指定されていない場合		
	①ＪＡ所定の「相続手続依頼書」		ＪＡ窓口
	②遺言書	1通	被相続人が作成
	③遺言書検認済調書謄本（公正証書遺言以外の場合） （「検認済証明書」及び「検認済通知書」を含みます）	1通	家庭裁判所
	④印鑑証明書 当組合でお預かりしている資産を相続される方 （発行後6か月以内のもの）	各1通	現住所の 市区町村役場
⑤被相続人（亡くなった人）の除籍謄本 「認定文付き法定相続情報一覧図の写し」を提出していただく事も可能です。	1通	市区町村役場	
⑥戸籍謄本 当組合でお預かりしている資産を相続される方 「認定文付き法定相続情報一覧図の写し」を提出していただく事も可能です。	各1通	市区町村役場	
⑦被相続人財産（貯金等）を受継ぐ方の身分証明書			

#### (4) 裁判所関与の分割手続が行われた場合（調停調書または審判書がある場合）

注意事項	必要書類	発行場所
J A 所定の「相続手続依頼書」 当組合でお預かりしている資産を相続される方の自筆にて署名・捺印が必要です。	① J A 所定の「相続手続依頼書」	J A 窓口
	② 家庭裁判所の調停調書謄本または審判書謄本 及び確定証明書	1通 家庭裁判所
	③ 印鑑証明書 当組合でお預かりしている資産を相続される方 (発行後6か月以内のもの)	各1通 市区町村役場
	④ 被相続人財産（貯金等）を受継ぐ方の身分証明書	

#### (5) その他必要書類

注意事項	必要書類	発行場所
(1) ～ (4) の書類が全て揃った段階で、各お取引の相続手続ができるようになります。	○被相続人様名義の通帳・証書	
	○被相続人様名義のキャッシュカード	
	○被相続人様名義の共済証書	
	○相続人様の実印	

(※1) 遺言書が公正証書遺言以外の場合は、手続を始められる前に家庭裁判所で遺言書の検認を受ける必要があります。

その際に作成される遺言書検認済調書謄本（原本）を遺言書とあわせてご持参ください。

(※2) 公正証書遺言以外で、遺言執行者が弁護士や税理士等の専門家以外である場合は、遺言執行者に加えて相続される方全員の印鑑証明書が必要になります。